第２　放棄・取下げ債権の取扱い
平成20年12月31日以降更生計画認可決定の日までに、更生債権等について全部または一部の放棄または取下げがあったときは、放棄・取下げ後の債権額に基づいて更生計画の各条項を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。
第３　債権譲渡等の取扱い
平成20年12月31日以降、更生債権等の譲渡または移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、譲渡または移転前の債権額を基準とする。一部譲渡または移転の場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額で按分して負担する。
第４　端数処理
更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は、切り上げるものとする。
第４章　弁済資金の調達方法等（省略）
第５章　担保権の措置
第１節　存続する担保権
別表10記載のリースの目的物（以下「リース物件」という。）の所有権は、各リース契約の期間満了日までは当該担保権者に帰属し、更生会社は引き続き当該リース物件を使用することができる。リース期間満了日において、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。
管財人は、リース期間満了前においても随時リース物件を更生担保権者に返却することができる。この場合、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。
第２節　存続しない担保権
本章第１節に掲げる担保権以外の担保権で、更生計画に記載されていない一切の担保権は、更生計画認可決定の時にすべて消滅する。
第６章　定款の変更（省略）
第７章　役員の変更（省略）
第８章　会社の解散
更生会社は、第１回弁済日の後、管財人が裁判所の許可を得て定めた日に解散する。
第９章　その他の事項（省略）
別表１ないし12　省略
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３９号
札幌市西区二十四軒４条３丁目４番35―507号
再生債務者　瀬川ひとみ
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月６日から平成22年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第６３号
札幌市東区北28条東19丁目５番20号　アローザハイムＨ棟102号
再生債務者　小野　和也
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月６日から平成22年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第７８号
札幌市中央区北１条西23丁目１番15―303号
再生債務者　小山　謙一
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月６日から平成22年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第８４号
札幌市厚別区上野幌３条３丁目14番24号
再生債務者　伊藤　弘章
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月６日から平成22年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第１２号
北海道夕張郡長沼町旭町南２丁目５番８号
再生債務者　嵯峨野　純
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月６日から平成22年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（再イ）第６号
青森県八戸市小中野５丁目２番24号　オトナオビル201号
再生債務者　杉山　秀勝
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年３月30日から平成22年４月13日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２２年（再イ）第８号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅１―403号
再生債務者　佐々木達也
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月６日から平成22年４月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第２号
秋田県能代市鰄渕字古川反46番地３
再生債務者　堀内　博志
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月５日から平成22年４月12日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（再イ）第２３８号
埼玉県上尾市大字小敷谷361番地36
再生債務者　小柏　京二
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月５日から平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第３６５号
埼玉県新座市畑中１丁目10番57―811号
再生債務者　有働　英紀
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月５日から平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第３６６号
さいたま市北区日進町２丁目1367番地１　レクセルプラザ日進513
再生債務者　横山　博行
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月５日から平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿58番地　レオパレス　サンＤ―103
再生債務者　関　　利樹
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月５日から平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１１号
さいたま市緑区東大門２丁目８番地３　セントレー浦和第３　503
再生債務者　長谷川　潤
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月５日から平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部